

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、特別措置法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地震防災に関し、本市の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」の定めるところによる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、第2章第6節「防災施設等整備計画」の定めるところによる。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 地域住民の避難行動等

市は、住民等が地震災害時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組む。

1 避難方法

避難方法に関する事項については、第3章第15節「避難・救出計画」の定めるところによる。

2 避難経路の除排雪・防雪・凍結防止対策

避難経路の除排雪・防雪・凍結防止対策に関する事項については、本編第2章第14節「雪害予防計画」の定めるところによるものとし、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた適切な対策を実施する。

3 住民等の備え

住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認し、マイ・タイムライン（防災行動計画）を作成するなど、地震災害が発生した場合の備えに万全を期するよう努める。

4 要配慮者の避難支援等

要配慮者の避難支援等に関する事項については、第2章第16節「要配慮者対策計画」及び第3章第17節「要配慮者の対応計画」の定めるところによる。

5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等に関する事項については、第3章第15節「避難・救出計画」の定めるところによる。

第2 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、第2章第4節「避難対策計画」及び第3章第15節「避難・救出計画」に基づき、避難場所等の運営・安全確保に取り組む。

第3 意識の普及・啓発

市は、住民等が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、その意識を持続的に共有し、地震災害時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮した内容により、ハザードマップ等を作成・変更し、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところにより周知を行う。

第4 消防機関等の活動

市は、第3章第9節「消防活動計画」に基づき、消防機関等が実施する消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講ずる。

1 地震災害が発生した場合、報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報及

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

び避難場所等に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供を行う。

- 2 地震災害が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、市が保有する物資・資機材の確認、配備及び流通在庫を把握する。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第9節「ライフライン施設等安全計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第27節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところによる。

第6 交通

1 道路

(1) 交通規制

岩手県警察及び道路管理者は、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に基づき、交通規制を実施する場合は、その内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 除排雪

緊急輸送道路や避難場所等へのアクセス道路等について、第3章第6節「交通確保・輸送計画」、本編第2章第14節「雪害予防計画」に定めるところにより除排雪体制を優先的に確保する。

2 鉄道

地震災害の発生による運行停止等の運行上の措置は、第3章第26節「公共土木施設・鉄道施設応急対策計画」に定めるところによる。

3 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、列車等の乗客や、駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、避難路について除排雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第7 市が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等を行う庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の避難のための措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 動物園にあつては、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安措置

イ 病院、診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

ウ 学校、幼稚園等にあつては、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

エ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(2) 無線通信機器等通信手段の確保

(3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を実施する。

第8 迅速な救助

1 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急活動に必要な車両・資機材の確保等に努め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を整備する。

2 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

3 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、第3章第11節「相互応援協力計画」の定めるところによる。
- 2 応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置は、第3章第11節「相互応援協力計画」の定めるところによる。

第2 物資の備蓄・調達

物資の備蓄及び調達に関する方法等は、第2章第10節「生活関連物資等の確保計画」及び第3章第19節「食料・生活必需品供給計画」の定めるところによる。

第5節 後発地震への注意を促す情報等が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る連絡体制は、第3章第2節「地震に関する情報の伝達計画」に定めるところによる。

第2 市の災害に関する会議等の設置

後発地震への注意を促す情報等の発信時には、災害警戒本部設置等の対応を図ることとし、その設置運営方法等については、第3章第1節「活動体制計画」の定めるところによる。

第3 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知体制については、第3章第5節「広報広聴計画」の定めるところによる。

第4 災害応急対策をとるべき期間等

後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間程度、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第5 市のとるべき措置

- 1 市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

- 2 後発地震に対して注意する具体的措置は次のとおりとする。
 - (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
 - (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯、マイ・タイムライン（防災行動計画）の作成等、円滑かつ迅速に避難するための備え
 - (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
 - (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6節 防災訓練に関する事項

防災訓練に関する事項については、第2章第3節「防災訓練計画」の定めるところによる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

地震防災上必要な教育及び広報に関する基本的な事項については、第2章第1節「防災知識普及計画」の定めるところによる。

なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

第1 職員に対する防災教育

北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する職員への防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 3 後発地震への注意を促す情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 後発地震への注意を促す情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 後発地震への注意を促す情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する防災教育及び広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう防災教育・広報を実施する。

なお、地域住民等への防災教育及び広報は、次の事項に重点をおいて実施する。

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 2 後発地震への注意を促す情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 3 後発地震への注意を促す情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の防災上とるべき行動に関する知識